

令和8年度山梨県立甲府支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和8年度山梨県立甲府支援学校高等部の入学者の選抜は、山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項に定めるところの他、この要項に定めるところにより実施する。

第1 募集定員

高等部 普通科（肢体不自由）	8名
（病弱）	8名
普通科（重複障害）	若干名

第2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の要件に該当するものとする。

・学校教育法施行令第22条の3に規定する肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者

- 1 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者
- 2 中学校卒業見込者等
- 3 本校の学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

学校教育法施行令第22条の3（肢体不自由者）

- 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも

学校教育法施行令第22条の3（病弱者）

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

第3 出願方法

1 出願の制限

- (1) 「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める以下の通学区域の学校とする。

西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市

- (2) 次の者の扱いについては、令和8年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項の別記2「通学区域外又は県外からの出願（盲学校等）」による。

- ① 他の都道府県及び県内の通学区域外から入学を志願する者
- ② 通学区域外から県内の児童福祉施設等に措置入所若しくは契約入所し入学を志願する者

2 出願期間及び受付時間

- (1) 出願期間

令和8年2月12日（木）から13日（金）、同月16日（月）から17日（火）（受付：午前9時～午後4時）及び同月18日（水）（受付：午前9時～正午）とする。

なお、「第3 出願方法」の要件1-(2)に該当する者の申請期間は、令和8年1月26日（月）から2

- 8日（水）（受付：午前9時～午後4時）及び同月29日（木）（受付：午前9時～正午）とする。
- (2) 出願は原則として保護者が行う。
 - (3) 出願は山梨県立甲府支援学校事務室で受け付ける。
 - (4) 受検票は、出願書類の受理後に発行する。

3-1 出願手続（肢体不自由）

- (1) 志願者は、次に掲げる書類を学校長に提出する。
 - ① 入学願書（甲支様式1）
写真（入学願書に貼付）
令和7年12月1日以降に撮影した、縦4cm×横3cmの上半身、正面、脱帽のもの。
裏面に学校名及び氏名を記載すること。
 - ② 調査書（甲支様式3-A、3-B、3-C）
 - ③ 住民票の写し
本人及び保護者に関するもので、令和8年1月以降発行の表面に個人番号が記載されていないもの。
 - ④ 健康診断票（甲支様式2）
本校指定様式（整形外科医発行の健康診断票）で、令和8年1月以降に受診したもの（本校中学部を令和8年3月卒業見込みの者を除く。）
- (2) 「第2 出願資格」の要件3に該当する者は、(1)の書類のうち、調査書にかえて、学習成績証明書又はその提出不能を証明する書類を提出する。
- (3) 施行令第22条の3に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、又は病弱者の障害を併せ有する者は、別途本校の校長が求める書類についても提出する。
- (4) 必要書類の配付
入学願書等出願に必要な書類は、令和7年11月14日（金）の入学者選抜説明会において配付する。
- (5) 受検票の送付
願書受理の後、資格審査を行い、受検票と検査日当日の日程について、文書で送付する。
- (6) 入学審査料
無料とする。

3-2 出願手続（病弱者）

- (1) 志願者は、次に掲げる書類を本校の校長に提出する。
 - ① 入学願書（甲支様式1）
写真（入学願書に貼付）
令和7年12月1日以降に撮影した、縦4cm×横3cmの上半身、正面、脱帽のもの。
裏面に学校名及び氏名を記載すること。
 - ② 調査書（甲支様式3-A）
 - ③ 住民票の写し
本人及び保護者に関するもので、令和8年1月以降発行の表面に個人番号が記載されていないもの
 - ④ 健康診断票
令和8年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（様式8）
 - ⑤ その他、本校において必要な書類
受検に係る状況説明書【病弱者用】（甲支様式4）
（山梨県総合教育センターの発行する検査結果を添付すること）
※ただし、山梨県総合教育センターより所見が出た場合は、出願資格に該当しない。
- (2) 「第2 出願資格」の要件3に該当する者は、(1)の書類のうち、調査書にかえて、学習成績証明書又はその提出不能を証明する書類を提出する。
- (3) 必要書類の配付
入学願書等出願に必要な書類は、令和7年11月14日（金）の入学者選抜説明会において配付する。
- (4) 受検票の送付
願書受理の後、資格審査を行い、受検票と検査日当日の日程について、文書で送付する。
- (5) 入学審査料
無料とする。

4 調査書作成上の注意事項

「令和8年度山梨県公立高等学校入学選抜実施要項」に準ずる。

5 出願上の留意事項

(1) 出願書類の志願者氏名

- ① 志願者が作成する書類の署名欄については、住民票記載の文字（指導要録と一致する：以下「本名」という。）で記載すること。なお、外国籍生徒等で本名が長くなる場合は、入学願書に明記することで本名を省略した氏名（以下：略称という。）の使用を可とする。
 - ② 受検に際して略称を使用する外国籍生徒等は、入学願書の署名欄に、本名の後ろに（ ）を付して略称を併記する。なお、受検票には略称のみ記入すること。
 - ③ 中学校長等が作成する書類の志願者氏名について、志願者が特定できる場合は略字や略称の使用も可とする。なお、外国籍生徒等が略称を使用する場合には、調査書の「その他特記事項」に本名と上記②の略称を併記すること。
- (2) 志願者は、令和7年12月26日（金）までに、山梨県立甲府支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（本校中学部を令和8年3月卒業見込みの者を除く。）
- (3) 書類に不備がある場合は、全てを整えてから再提出となる。

第4 入学検査

1 受検者

志願者全員とする。

2 検査期日

令和8年3月4日（水） 開始時刻については別途定める。

3 検査会場

山梨県立甲府支援学校

甲府市下飯田二丁目10-3

電話（055）226-3322

4 検査内容

学 校 名	学 科	学 力 検 査							面 接	生 活 動 作 検 査	機 能 検 査
		国 語	小 論 文	社 会	数 学	理 科	英 語	一 般 教 養			
甲 府 支 援 学 校	普通科	○			○				○	○	

※受検者の障害及び健康状態に応じ、検査内容を変更（書類審査等）又は一部免除することがある。

5 検査の実施

検査会場の管理及び結果の処理の責任者は本校の校長とし、係員は山梨県立甲府支援学校の教職員をもって充てる。

第5 選抜の方法

本校の校長は、中学校長又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

第6 入学許可予定者の発表

令和8年3月12日（木）午前11時、山梨県立甲府支援学校において入学許可予定者の受検番号を発表

し、本校のホームページに掲載するとともに、入学許可予定者に通知する。

第7 再募集

1 出願資格

- (1) 「第2 出願資格」に該当する肢体不自由及び病弱の単一障害者
- (2) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時にいずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

2 出願方法

- (1) 出願の制限
公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。
- (2) 出願期間
令和8年3月13日（金）の午前9時から午後4時まで及び3月16日（月）の午前9時から正午まで
- (3) 出願手続き
再募集志願者は、「第3の3 出願手続」の項に準じた書類に加え、在籍中学校長等の証明を受けた誓約書（様式5）を本校の校長に提出する。
- (4) 調査書作成上の注意事項
「第3の4 調査書作成上の注意事項」による。

3 検査期日

令和8年3月17日（火）午後 （時間は出願時に指定）

4 検査会場

山梨県立甲府支援学校

甲府市下飯田二丁目10-3

電話（055）226-3322

5 検査内容

作文及び面接

6 選抜の方法

本校の校長は、中学校長又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と再募集にあたって実施する検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

7 入学許可予定者の発表

令和8年3月19日（金）午前11時、山梨県立甲府支援学校において入学許可予定者の受検番号を発表し、本校のホームページに掲載するとともに、入学許可予定者に通知する。

8 出願上の留意事項

志願者は、令和7年12月26日（金）までに、山梨県立甲府支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（本校中学部を令和8年3月卒業見込みの者を除く。）

第8 特別な配慮が必要な生徒の受検

1 申し出

中学校長等は、受検の際や入学後において特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合、あるいは検査等に際して周囲の受検者への影響が懸念される生徒がいる場合には、本校の校長にできる限り早期に申し出又は相談することとする。（本校中学部を令和8年3月に卒業見込みの者を除く。）

2 手続

1により申し出等を受けた学校長が必要と判断した場合は、中学校長等は、特別な配慮を必要とする受検者について、「特別な配慮が必要な生徒に関する事情説明書」（様式1）を提出すること。この場合、本校の校長は、必要に応じて山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課長と協議するものとする。

第9 障害及び疾病により、検査会場での受検ができない場合の対応

1 申し出

障害及び疾病により、家庭や病院等で受検する必要がある生徒がいる場合は、中学校長等は本校の校長にできる限り早期に申し出る。（本校中学部訪問学級を令和8年3月卒業見込みの者を除く。）

2 手続

- (1) 1により申し出等を受け、本校の校長が必要と判断した場合に、志願者は中学校長等を経由して、診断書や病状を踏まえた受検が可能という医師の判断がある書面等、根拠となる書類を提出する。
- (2) 本校の校長は、中学校長等からの申し出の内容や提出書類等を基に、病院又は自宅等に係員（教職員）を派遣しての選抜検査の実施を判断する。
- (3) 係員（教職員）を病院又は自宅等に派遣して、実施可能な検査内容を実施する。
- (4) 本校の校長は、中学校長等又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と実施する検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。（検査を受けることができなかった場合は、健康診断票その他必要な書類を資料として総合判定する。）

第10 検査結果の開示

1 入学者選抜検査の結果の開示方法

※簡易な手続きによる保有個人情報の提供（以下「簡易提供」という。）とする。

- (1) 提供内容
学力検査の科目別得点及び得点合計、面接並びに生活動作検査の評価の段階とする。なお、再募集の結果については、実施する各検査等の評価の段階とする。
- (2) 提供場所
山梨県立甲府支援学校
- (3) 提供方法
 - ① 簡易提供の申出に基づき、「簡易提供用成績一覧表」の閲覧による。
 - ② 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定に基づく簡易提供の申出は、本人に限るものとする。
 - ③ 簡易提供の申出は、本人が申出生年月日及び申出者の氏名を記載した書面の提出により行うものとする。本人であることの確認は、受検票を提示して行う。
- (4) 提供期間
令和8年3月12日（木）から令和8年4月9日（木）まで（「土曜日、日曜日及び祝日」を除く。）とし、受付時間は午前9時（発表当日は発表後）から午後4時までとする。
なお、再募集の結果については、令和8年3月19日（金）から令和8年4月17日（金）まで（「土曜日、日曜日及び祝日」を除く。）とする。

2 調査書等の開示方法

個人情報の保護に関する法律第77条の規定に基づき、書面により、「県民情報センター（山梨県庁別館2階）」、「各地域医県民センター（中北、峡東、峡南、富士・東部）」に開示請求を行う。

第11 その他

- 1 特別支援学校長は、選抜の結果を直ちに教育長に報告する。
- 2 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。